

# 国民健康保険に加入している方へ

平成20年度の国民健康保険税の納税通知書を7月中旬に発送します

国民健康保険は、病気やけがをしたときに、安心してお医者さんにかかるための医療保険制度で、皆さんの納める国民健康保険税などを財源として運営されています。  
 なお、地方税法の一部改正により、医療・介護分の税率および限度額の改正や、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が創設され、後期高齢者支援分(現役世代が高齢者に公費負担分の医療費の支援をする制度)が新設されました。

今後も、皆様のご理解とご協力をお願いします。

☎ 国保年金課国保賦課係 (☎826-1111 内線2296)

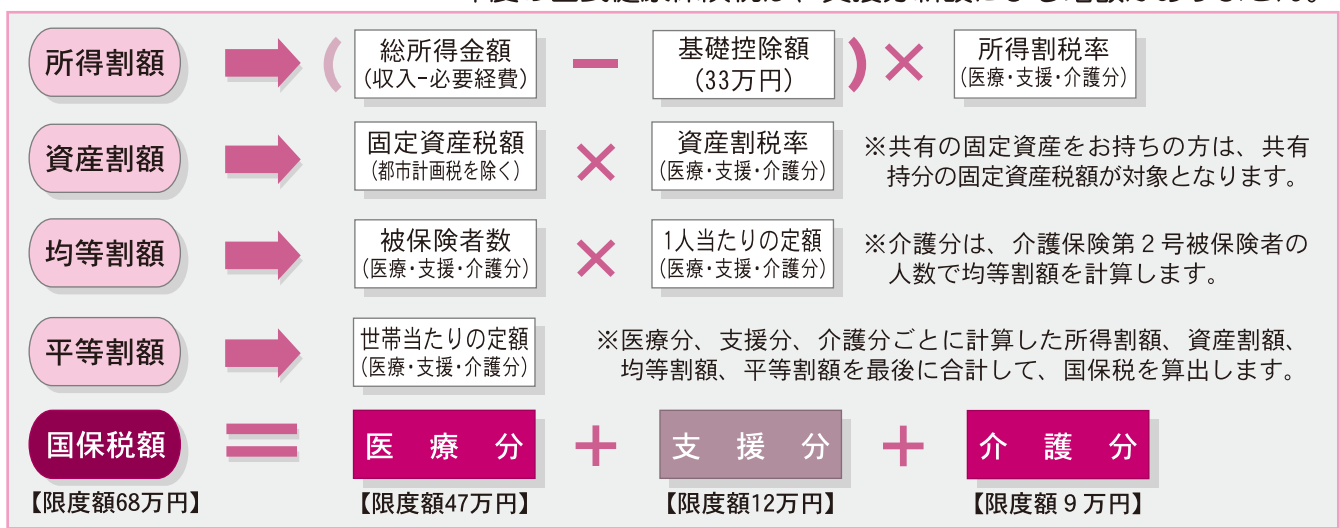
## 外国籍の方へ

在留資格期限の更新のない外国籍の方は、国民健康保険の資格を失いますので、ご注意ください。

また、外国籍の方が同じ世帯にいる場合、世帯全員の有効期限は最も短い方の在留期限になります。

## 保険税の計算方法

◎市では、平成19年度基礎分の税率を医療分・支援分に分けたので、20年度の国民健康保険税は、支援分新設による増額がありません。



## 税率の改正

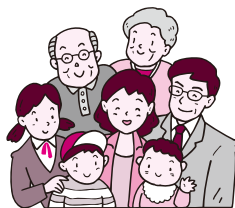
区分	課税区分の内容	医療分		支援分 (平成20年度新設)	介護分	
		19年度	20年度		19年度	20年度
所得割額	前年の所得に応じて計算	9.03%	6.47%	2.56%	1.77%	
資産割額	今年度の固定資産税額に応じて計算	30.00%	22.29%	7.71%	5.70%	
均等割額	被保険者の人数に応じて計算	1万9700円	1万4100円	5600円	7100円	
平等割額	1世帯当たりの定額	2万2600円	1万6300円	6300円	4800円	
		限度額 56万円	限度額 47万円	限度額 12万円	限度額 9万円	

※介護分は、40歳以上65歳未満の方が対象(65歳以上は国民健康保険税とは別)になります。

## よくある質問から

Q: 国民健康保険に加入していないのに納税通知書が届いたのですが?

A: 国民健康保険は、納税義務者が世帯主になりますから、本人が国民健康保険に加入していない場合(社会保険などや後期高齢者医療保険に加入)でも、同じ世帯に加入者がいる場合は、世帯主の方へ納税通知書が送付されます。



## 年金から天引きされている方へ

平成20年度の税額決定通知書(納付書ではなく、課税額明細書)を7月下旬にお送りします。

また、本徴収開始通知書(10月・12月・2月分)は、10月上旬ごろに発送する予定です。

## 納期限内に納付をお願いします

納付には口座振替が便利です。市役所または、お近くの金融機関で手続きしてください。



納期・納期限・納付方法は  
右のページの介護保険料と同じです。